

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町  
●北野町 ●城島町 ●三潞町

# 合併協議会だより

平成15年6月1日発行

Vol. 4



## 筑後川に夏をつける「エツ漁」 ～日本では筑後川下流だけしか獲れない珍魚～

エツは体長約30cm。日本では有明海のみに生息し、産卵のため筑後川を溯上してくるときしか獲れない珍魚です。エツ漁のシーズンは5月から7月までの3か月間で、この頃は脂がのって最高に美味しく、川面に船を浮かべ網を流し、獲れたてのエツを船上でいただく味は格別。夏をつける季節料理となっています。刺身、塩焼き、骨揚げ、煮付けなど、酒の産地でもあるこの地方の冷酒によくあうと地元でも太鼓判。

# 小委員会を設置して協議する項目に 議会の議員の定数及び任期の取扱い

久留米広域合併協議会第4回会議が5月20日、久留米商工会館で開催されました。第4回協議会には、26人の委員が出席、第3回協議会以降の協議会活動の報告のほか、前回提案された合併協定項目や今後の協議スケジュールなどを協議しました。

## ●報告第8号・第3回協議会（3月29日）以降の協議会活動について

3月29日から5月19日までで開催された第4回合併協議会幹事会（5月12日）、第2回総合調整部会（5月1日）、

新市建設計画策定会議（5月19日）など、延べ1部会19分科会56ワーキンググループの活動を報告しました。

## ●第8号議案・合併協定項目について 第3回協議会で提案していた「合併

### 合併協定項目の協議スケジュールについて

年度	月	合併協定項目の協議	新市建設計画	その他		
14	2	第2回協議会	計画作成方針の決定			
	3	第3回協議会 合併協定項目を提案	主要事業・国県事業調査			
	4		↓			
15	5	第4回協議会 合併協定項目を決定	新市建設計画策定会議等での協議 (中間合意形成)	全体骨子		
	6	第5回協議会 1 合併の方式 2 合併の期日 3 新市の名称 4 新市の事務所の位置		基本4項目の協議資料提出	各論(都市像等)骨子	
	6	第6回協議会 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い 10 地域審議会の取扱い 18 町名・字名の取扱い		基本4項目のほか、協議会で方向性を示す項目の協議資料提出		
	7	第7回協議会		計画素案		
	8	第8回協議会		各合併協定項目に関連する事務事業の調整方針案の進捗に応じて提案	素案審議	
	9	第9回協議会			審議	
	10	第10回協議会			審議	
	11	第11回協議会			審議	
	12	第12回協議会			審議	
	1	第13回協議会		継続協議分の整理	新市建設計画承認	
	5			協定書(案)作成		
	3	第14回協議会		合併協定書承認		合併申請議案等議決予定



小委員会の設置について意見を述べる岩辺康平委員（久留米市）

協定項目」「協議会で方向性を協議する項目」「小委員会を設置して協議する項目」の3点について、協議を行いました。

「合併協定項目」については事務局提案の45項目（次ページ参照）が、また「協議会で方向性を協議する項目」には「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」など7項目（次ページ数字白抜き項目）が全会一致で承認されました。

続いて協議された「小委員会を設置して協議する項目」については、委員から「合併に伴う議員の定数や任期の取扱い」の項目について「この問題は非常に重要で専門性を有するため、小委員会で専門的に議論した方がよい」、「協議に非常に時間がかかるのではないかと。集中して審議を行えるように小委員会を設ける方法をとったほうがよい」との意見が出され、同項目を小委員会

を設置して協議する項目とすることが全会一致で承認されました。

## ●協議「合併協定項目の協議スケジュールについて」

45項目の「合併協定項目」の協議スケジュールについて協議を行い、第5回協議会で基本4項目の資料提出・説明を受け、第6回協議会から協議することを申し合わせました。

【質疑】第6回協議会に「議会の議員の定数及び任期の取扱い」、「地域審議会の取扱い」、「町名・字名の取扱い」についての協議資料の提出をされるようになってきているが、これは先送りして、「新市建設計画」などの大きな課題を先に協議すべきである。

【回答】合併協定項目の協議と平行して、新市建設計画についての協議をしていただく予定です。第5回の協議会において新市建設計画の全体骨子について協議をしていただき、その全体骨子を受けて第6回以降は新市建設計画の具体的な内容について、その進捗状況に応じて順次提案する予定です。

【質疑】「地域審議会の取扱い」については、大変関心がある問題なので、ぜひ第6回の協議会で資料の提出と説明を受けたい。

【回答】協議会で方向性を出していただきたい。（第6回協議会で資料提出・説明することになりました）



## 決定された45の合併協定項目

### 【基本的事項】

No.	項目	合併協定項目の具体的に調整する内容
1	合併の方式	「新設合併（1市4町を廃して新しい市をおきます）」と「編入合併（一つの自治体の行政区域に他の自治体を加えます）」の2つの方式があります。選択によってその後の合併協議にかなりの違いを生じる最も基本的な事項です
2	合併の期日	新市の誕生する日です。合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要があります
3	新市の名称	「新設合併」の場合は、1市4町がすべて廃されるため、新市の名称を決めなければなりません。「編入合併」の場合は、編入する市町の名称とすることが多いようです
4	新市の事務所の位置	「新設合併」の場合には、新たに事務所の位置を定める必要があります。「編入合併」の場合には、通常は編入する市町の事務所の位置となります
5	財産の取扱い	1市4町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて新市が引き継ぐことが原則になります。ただし、財産処分を必要とするときは、1市4町が協議してこれを定めます

### 【合併特例法による協議事項】

6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	「新設合併」の場合には、議員は全てその身分を失うことになるのが原則です。「編入合併」の場合には、編入される市町の議員はその身分を失うことになるのが原則です。いずれの場合も、合併特例法に任期や定数の特例措置が定められています
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1市4町の農業委員については、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します
8	地方税の取扱い	1市4町の間で地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合等不均一の課税をすることがあるか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議します
9	一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議します
10	地域審議会の取扱い	1市4町の区域を単位として設けられ、新市の施策に関して新市の市長から諮問を受け、または必要に応じて長に意見を述べることができる地域審議会を設置するかどうか、また、設置する場合、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議して定めます

### 【自治体の運営に関する基本的な事項】

11	特別職の身分の取扱い	合併により身分を失った特別職の職員をどのように処遇するかについて協議します
12	条例、規則等の取扱い	「新設合併」の場合には、1市4町で施行されていた条例、規則等はすべて失効し、新市の条例、規則等が施行されます。「編入合併」の場合には、編入する市町の条例、規則等を適用し、合併時に必要な改正を行うこととなります
13	事務組織及び機構の取扱い	合併後の円滑な行政執行のための事務組織及び機構の取扱いについて協議します。また、支所や出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要があります
14	一部事務組合等の取扱い	1市4町が構成団体となっている一部事務組合や広域連合、協議会、機関の共同設置、事務の委託については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議します
15	使用料、手数料の取扱い	1市4町の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します
16	公共的団体等の取扱い	1市4町の区域内の公共的団体等は、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議します
17	補助金、交付金等の取扱い	1市4町が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行います
18	町名・字名の取扱い	同一又は類似する町・字名について協議します
19	慣行の取扱い	市町民憲章、市町の歌、市町の花・木・鳥などの慣行は、その取扱いを協議します

### 【事務事業の一元化に係わる事項】

20	広報広聴事業の取扱い	32	児童福祉事業の取扱い
21	国際交流事業、姉妹都市の取扱い	33	保育事業の取扱い
22	情報公開に関する取扱い	34	高齢者福祉事業の取扱い
23	行政区の取扱い	35	国民健康保険事業の取扱い
24	コミュニティ施策の取扱い	36	介護保険事業の取扱い
25	消防防災事業の取扱い	37	保健医療事業の取扱い
26	消防団の取扱い	38	道路事業に関する取扱い
27	斎場に関する取扱い	39	公共交通に関する取扱い
28	ごみ処理に関する取扱い	40	土地利用に関する取扱い
29	上水道事業の取扱い	41	農林水産関係事業の取扱い
30	下水道（生活排水・し尿処理）事業の取扱い	42	商工・観光関係事業の取扱い
31	障害者福祉事業の取扱い	43	学校教育事業・通学区域の取扱い
		44	社会教育事業の取扱い

### ■合併協定項目とは

合併する市町は、新市の行政財政運営における特に重要な事項について確認のため合併協定書を作成します。

この合併協定書に記載される項目が合併協定項目です。

※表の中で、白抜き数字が協議会で先に方向性を協議し、それに基づき調整方針案を作成する7項目です

45	新市建設計画	合併後のビジョンを示すものとして、新市建設計画を作成します
----	--------	-------------------------------

# ●わが市・町を紹介します

## ～ Introduction of Our Hometown ～

### みづままち 三漕町

■人口：15、459人（平成12年国勢調査）  
 ■世帯数：4、390世帯（同）  
 ■町域：16・10平方キロ

町の地勢は東部の丘陵地帯を除くと、ほとんどが平坦で、豊かな沖積層平野を形成しています。昭和36年には大型機械による実験農場を行うなど、早くよりほ場の整備が進められ、町全体を網の目のようにめぐっていた堀割は、クリークに姿を変え、公園を備えた遊歩道が整備されています。ほ場では、水稲を中心に麦・野菜・果樹などの栽培とともに、東部の丘陵地帯において黒松を独特の技法で仕立てた「三漕の松」が栽培され、町全体に広大な緑をつくりだしています。



誰もが楽しめる公園として整備された「水沼の里2000年記念の森」公園

古代、三漕地域は沼地や海との境で、「水沼の原」と称していました。この水沼が「三漕」となったのは鎌倉時代。中世には「三漕荘」と呼ばれ、江戸時代には久留米藩に属していました。明治4年の廃藩置県により三漕県が置かれましたが、わずか5年後、三漕県は福岡県に合併しました。明治22年に町村制が施行され犬塚村、三漕村、西牟田村が生まれ、昭和30年の町村合併法に基づき、犬塚村と三漕村が合併し、「三漕町」が誕生しました。さらに昭和32年、筑後市との境界変更により、西牟田町の一部が三漕町に移り、今日の町域となっています。

町の中央を西日本鉄道が縦断し、福岡市天神まで50分の通勤圏にあるため宅地化が進んでいます。町の財産である水と緑を大切にし、より良いものに高めて次世代に伝えたいと考えています。その柱として全町公園化「水沼の里づくり構想」を進め、「水沼の里2000年記念の森」公園は、誰もが親しめる空間として、また、ため池群やクリークは、デッキや遊歩道を設置し水辺空間の魅力を高めています。

### ■新委員のお知らせ

（平成15年5月20日現在）

久留米市	川地 東洋男	2号委員	北野町	田中 和義	3号委員
田主丸町	長瀬 勇	2号委員	※2号委員	それぞれの議案が推薦した議員	
別府	好幸	2号委員	3号委員	学識経験者	

<http://www.kttnet.co.jp/kurume-koiki-gappei/>

久留米広域合併協議会のホームページには、協議会の開催案内や会議資料、議事録など、協議会に関する情報を満載しています。

また、これまでの合併に関する取組みや本協議会の規約、合併によるメリット、合併についてのQ&A、用語集などを掲載しています。このほか、本協議会の会議の開催日時、議題についても紹介しています。また、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三漕町の公式ホームページ、総務省の合併相談コーナーなどにもリンクしています。

「なんでも！ご意見箱」も用意しています。合併に対しての皆さんのご意見をお待ちしています。なお、このご意見箱にお寄せいただいたご意見・ご要望は、今後の協議に十分反映させていきたいと考えていますが、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

協議会の会議は、このホームページで開催日時や場所、議題、傍聴定員などを掲載しています。傍聴受付は、会場で協議会開始1時間前から開始時まで会場で受け付けています。ただし、定員になり次第締め切ります。受付で、住所、氏名、年齢を記入して下さい。ただし、会議の進行を妨げたり、周囲の人に迷惑をおよぼす恐れのある人は、傍聴できません。